

小規模自治体における取組

人口規模の小さな町村においても、中核機関の整備が行われています。
各町村ではどのように中核機関の整備を行ったのか、ご紹介します。

1 単独の町村で整備

単独の町村で 中核機関を整備するパターンです。

中核機関の機能（広報・啓発、相談、受任調整等）を町村内で担っています。

地域包括支援センターや社協等における既存の取組（相談窓口等）や仕組み（協議体等）を活かしながら、町村内で関係機関が連携して取組を推進しています。

事例：P.133津幡町、P.191白浜町、P.42本山町等

2 単独の町村で整備し、専門機能等を広域に委託

単独の町村が中核機関を整備した上で、単独町村では担うことが困難な機能は広域に設置した中核機関等に委託をする取組です。

身近な圏域で必要な広報や1次相談、町村内関係機関との連携・協議等を町村の中核機関が担い、専門的な2次相談や市民後見人養成等を広域の中核機関等に委託して行う取組です。

事例：P.27京極町、P.115辰野町、中川村等

3 複数の市町村が広域の中核機関に委託

複数の市町村が広域で中核機関を整備する取組です。2つの町で整備するパターン、定住自立圏や広域行政事務組合の枠組等を活用し、市町村で整備するパターン等があります。

事例：P.35鱒ヶ沢町・深浦町、P.39一戸町・軽米町・九戸村等、P.43大槌町等、
P.119松川町、阿智村等、P.211勝央町、西粟倉村等、P.249高千穂町等